

議案第五号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第
三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の場合を除き団員が公務のために旅行するときは、団長については特別職の職員
で常勤のもの、その他の団員については常勤の一般職の職員の例により旅費を支給する。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報酬
団長	一〇八、〇〇〇円
副団長	四七、〇〇〇円

地区団長	四七、〇〇〇円
地区副団長	四四、〇〇〇円
地区本部長	三二、〇〇〇円
分団長	二〇、〇〇〇円
副分団長	一七、〇〇〇円
班長	一五、〇〇〇円
副班長	一三、〇〇〇円
団員	一二、〇〇〇円

別表第二中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。